

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月10日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、広島県河川区域内占用料等徴収条例（平成11年広島県条例第36号。以下「河川徴収条例」という。）に基づき、平成12年度、13年度、14年度及び15年度（上半期分）について、砂防指定地内の二級河川ごとに該当する橋の数と徴収した土地占用料の額（暦による年額。平成15年度は、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「砂防管理条例」という。）に基づく占用料）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、河川徴収条例を所管する河川管理室と砂防管理条例を所管する砂防室を担当部署とし、それぞれの所掌事務につき決定を行った。このうち、河川管理室の所掌事務分については、平成12年度、13年度、14年度について、砂防指定地内の二級河川ごとに該当する橋の数と徴収した土地占用料の額（以下「本件対象文書」という。）につき、平成15年11月25日付けで不存在を理由とする不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成16年1月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 広島県土木建築部河川砂防総室河川管理室は、自らが条例の規定に係る重要な職責を放棄している旨の怠慢であることを公文書（不存在通知）で明記していることになる。しかし、砂防指定地内の二級河川ごとに該当する橋の数と徴収した土地占用料の額を開示請求しているにもかかわらず、いくら徴収しているか記録した文書がないと回答するなど、広島県が条例違反を組織

的に行っているとは考え難いところである。

したがって、開示請求書に記載した文書は、常識的には存在する文書であり、砂防総室は不適法な処分を行った疑義があることから、速やかに文書を開示するよう要求する。

(2) 橋の数や土地占用料を該当する砂防指定地内の二級河川ごとに合計してある文書を開示請求するとは記載していないにもかかわらず、あたかも「該当する橋の件数や土地占用料の額をまとめた」行政文書を開示請求したかのように不開示のための理由を画策した手法に対して抗議するとともに、速やかに適正に開示するよう要求する。

(3) 開示請求書に記載した「砂防指定地内の二級河川ごとに」とは、開示対象の行政文書（個々のデータが記載されている文書）を開示する際の当該文書の集約方法を要求したものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

広島県の管理する砂防指定地内の二級河川の占用物件については、河川徴収条例に基づき土地占用料を徴収している。

異議申立人は、これら占用物件のうち、「砂防指定地内の二級河川ごとに該当する橋」について件数と土地占用料の額の開示を求めているものであるが、事務を行うに当たって、わざわざ砂防指定地内の二級河川ごとに該当する橋の件数や土地占用料の額をまとめる必要はないため、各地域事務所及び河川管理室において開示請求に該当する行政文書は作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件請求のうち、河川管理室が所掌する、平成12年度、13年度、14年度において河川徴収条例に基づき土地占用料を徴収している橋に係るものであり、実施機関は、作成又は取得していないため、不存在とした。

2 本件処分の妥当性について

実施機関によると、実施機関が管理する砂防指定地内の二級河川の占用物件については、河川徴収条例に基づき土地占用料を徴収し、当該土地占用料は、河川法（昭和39年法律第167号）に定める許可申請ごとに作成される河川占用台帳で管理しているという。

当審査会で調査したところ、二級河川の占用物件については、河川占用台帳により管理し、土地占用料についても同台帳で整理している。一方、砂防指定地内の占用物件については、砂防設備占用許可台帳により管理している。

本件対象文書は、「砂防指定地内の二級河川」に係る文書であるが、河川占用台帳には占用物件が砂防指定地内かどうかは記載されておらず、一方、砂防設備占用許可台帳には、必ずしも二級河川の占用物件であるかどうか記載されていない。

したがって、河川占用台帳と砂防設備占用台帳を照合すれば、占用物件の所在地や占有者等によって、砂防指定地内の二級河川の占用物件を抽出できなく

はないが、情報公開制度は、存在する文書があるがままの形で開示する制度であるので、実施機関にそのような抽出作業をさせることを想定していない。

そうすると、実施機関が、「砂防指定地内の二級河川」に架かる橋の数や土地占用料の額が記載された文書を作成又は取得していないという説明も理解できるところである。

以上のことから、本件対象文書を作成又は取得していないとして不開示（不
存在）とした実施機関の判断は妥当である。

3 異議申立人のその他の主張

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 25	・ 諮問を受けた。
16. 8. 26	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 4. 27	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 5. 16	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 8. 20	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 8. 20	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 4. 23 (平成 25 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
25. 5. 23 (平成 25 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授
松 本 亮	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授